

鹿角市告示第21号

随意契約予定の公表について

鹿角市財務規則（平成11年鹿角市規則第12号）第114条の2第1項の規定に基づき、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第3号に定める随意契約をすることについて次のとおり公表します。

令和3年3月19日

鹿角市長 児 玉 一

1 契約に係る物品又は役務の名称、数量等

(1) 名 称 鹿角市交流センター受付等業務委託

(2) 数 量 ①休日管理業務117日

②夜間管理業務359日

2 契約の相手方に必要な資格

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第3号に該当するシルバー人材センターであること。

3 契約の相手方の決定方法

上記必要資格を有し、見積書の価格が予定価格の範囲内であること。

4 見積書の提出方法

(1) 提出期限 令和3年3月24日（水曜日）

(2) 提出先 鹿角市役所 市民共動課

(3) 提出方法 郵送または窓口へ提出

5 契約期間 令和3年4月1日 ～ 令和4年3月31日

業 務 仕 様 書

1. 業務に服する時間及び休日

- (1) 業務時間 休日受付： 8時15分から17時15分（1時間の休憩時間を含む）
夜間受付： 17時00分から22時00分

① 3日前までに利用予約が無い場合は、19時00分までとする。

② 夜間において、19時以降に施設の利用が終了し、かつ、その後の利用予約が無い場合は、施設確認後の正時を持って閉館とする。

- (2) 休 日 令和3年12月29日から令和4年1月3日までの期間

2. 業務の内容

- (1) 文書及び物品等の收受並びに保管に関すること
(2) 電話の応対に関すること
(3) 戸締に関すること
(4) 緊急時の際の責任者への連絡に関すること
(5) 業務中の記録及び報告に関すること
(6) 施設内外の確認に関すること
(7) その他必要と思われること（発注者と協議）

【確認時間】 ① 休日受付 9時から10時までの間

13時から14時までの間

16時から17時までの間

② 夜間受付 17時から18時までの間

18時から19時までの間（19時閉館の場合のみ）

19時から20時までの間

21時から22時までの間

3. 禁止事項

- (1) 飲酒して業務に服すること
(2) 他の者をみだりに施設内に入れること
(3) 会員以外の者に当該業務を代行させること
(4) 業務中知り得た秘密を他に漏らすこと
(5) センター内の備品を許可なく使用すること
(6) 各種法律等に反する行為

4. 実績報告

(1) 毎月10日までに、前月分の実績報告書を提出すること

(2) 実績報告書には次の内容を記載すること

①従事者氏名

②従事日数（時間）

③委託料（事務費・消費税相当額を含む）

④その他

※①～④に併せて業務日誌を添付すること

(3) 契約期間満了日に完了届を提出すること

5. 委託料の支払いについて

契約事項第11条の委託金額の支払いについては、次のとおりとする。

(1) 発注者は、受注者から提出された実績報告書の提出を受けたときは10日以内に検査を行い、受注者から提出された請求書により毎月委託料を支払うものとする。

(2) 毎月の委託料の額は、下記の委託料総括表に記載した額とする。

(3) 業務実績が委託料総括表に記された金額を下回る場合は減額して支払うものとし、その際は、契約事項第4条第3項に基づき、契約期間満了日に年間委託料の精算を行い、変更契約を締結するものとする。

【委託日数】

	休日受付業務	夜間受付業務
令和3年 4月	9日	30日
5月	13日	31日
6月	8日	30日
7月	11日	31日
8月	10日	31日
9月	10日	30日
10月	10日	31日
11月	10日	30日
12月	8日	28日
令和4年 1月	9日	28日
2月	10日	28日
3月	9日	31日
合計	117日	359日